

令和8年度千葉県

業務用設備等脱炭促進化促進事業補助金

中小事業者等向けスマート省エネ技術導入促進事業補助金



ちばSDGs
チーバくん

中小事業者等の脱炭素化に向けて 設備導入費用・ 省エネ診断費用 などの一部を 補助します!



事業HP



上限額・補助率

業務用設備等脱炭素化促進事業

スマート省エネ技術導入促進事業

01 省エネ診断枠

1,000万円

補助率1/2

02 簡易自己診断枠

500万円

補助率1/4

03 EMS導入枠

1,000万円

補助率1/3

※省エネ診断は不要

対象者

- 次の要件を満たす千葉県内で事業を実施する事業所を使用、または所有する中小事業者等※1(みなし大企業除く)(01、02)
- 次の要件を満たす千葉県内で事業活動を営んでいる中小事業者等※1(みなし大企業除く)(03)

CO2CO2

「CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」に
登録(申請)していること

「省エネルギー診断」を受診、
「簡易自己診断」を実施していること
(EMS導入枠は不要)



※1「中小事業者等」には一定の条件を満たす医療法人、組合、特定非営利活動法人などが含まれます。詳しくは交付要綱をご確認ください。

※ 今年度から業務用設備等脱炭素化促進事業の補助対象者に**事業所の所有者**も加わりました。詳しくは募集要領をご確認ください。

対象事業

- 「省エネルギー診断」を受診または「簡易自己診断」を実施した結果に基づき、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備を導入する事業であること(省エネ診断受診費のみの申請も可能です)(01、02)
- 本事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が**年間3トン以上**の事業であること(01、02)
- 募集要領で定める要件を満たすEMSを導入する事業であること(03)
- 現に補助事業に着手していないこと(01、02、03)

例 LED照明40形2灯式×50台

受付期間

2026年5月15日(金)

10月7日(水)

12月11日(金)

2027年1月29日(金)

「省エネ診断枠」「簡易自己診断枠」交付申請の受付期間

「EMS導入枠」交付申請の受付期間

「省エネルギー診断受診費のみ」交付申請の受付期間

実績報告書受付期間(施工・支払い完了後速やかに提出)

予算がなくなり次第
受付終了となりますので、
お早めにお申込み
ください。

裏面をご覧ください!

対象事業

業務用設備等脱炭素化促進事業

対象事業	補助率上限	設備例
蓄電池の設置	省エネルギー診断受診の場合 補助対象経費の1/2 簡易自己診断実施の場合 補助対象経費の1/4	蓄電池(自社所有の再エネ供給設備で発電した電力を蓄電する設備に限る)
省エネルギーの促進		LED照明器具、空調、変圧器、断熱・遮熱工事
未利用エネルギーの利用促進		工場排熱等利用設備
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策		省エネ型自然冷媒機器(冷凍冷蔵庫等)
再生可能エネルギーの利用促進		太陽熱、風力、バイオマス、水力等再生可能エネルギー供給設備 ※太陽光発電設備を除く
その他	補助対象経費の1/2	省エネルギー診断により提案のあった その他設備で県が適当と認めるもの (ボイラー、給湯器、コンプレッサー、 工業炉、生産設備、給排水・排水処理設備など)
		県が指定した機関による 省エネルギー診断の受診費用

スマート省エネ技術導入促進事業

対象事業	補助率上限	設備例
エネルギー管理システムの設置	補助対象経費の1/3	EMS (エネルギーマネジメントシステム)

対象経費

設備費

設備費、必要不可欠な付属機器

工事費

労務費、設計費、材料費、消耗品費、雑材料費、直接仮設費、
試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費 等

省エネルギー診断事業費

業務用設備等脱炭素化促進事業のみ

※既存設備の撤去費や処分費等は対象外です。

注意点

- 事業所単位ではなく、事業者単位の申し込みです。
(申請は一度きりです。)
- 次世代自動車(EV、PHV、FCV)等の車両等、
太陽光発電設備等は対象外です。
- リースによる利用も可能です。
(中小事業者等及びリース事業者の共同申請)

申請方法等の詳細は、

必ず千葉県HP及び募集要領を確認の上お申し込みください。

問い合わせ先

千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業等補助金 事務局
(株式会社ちばぎん総合研究所・エヌエス環境株式会社)

TEL.050-3108-5921

☑chiba-hojo@ns-kankyo.co.jp

千葉県 脱炭素化 補助金

事業HPは
こちら

